

補償期間 36 か月

2021年7月版
(2016年5月以降保険始期用)

しんきんグッドサポート

いつも、いつでも、どんなときも。
暮らしを支えるグッドサポート。

『しんきんグッドサポート』は、

住宅ローンをご利用される

お客さまに、

安心をお届けする保険です。

病気やケガで働けなくなった期間の

返済をサポート。

住宅ローンをお申し込みいただく際に

ご利用ください。



Face to Face

住宅ローン期間中のローン返済を支援する保険のお申し込みは当金庫へ。

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

「しんきんグッドサポート」は、債務返済支援特約付帯団体長期障害所得補償保険の愛称です。

住宅ローンをご利用になるお客さまへ もしもの時の家族の安心のために…。明 しんきんグッドサポートがローン返済をサポート

しんきんグッドサポート

の特長…

- 1 30日を超える病気やケガによる入院等※の場合に、保険金をお支払いします。
※入院されていない場合についても、病気・ケガの性質、現在の症状等から就業障害と判断される期間については、保険金をお支払いします。
- 2 一般社団法人全国信用金庫協会が保険契約者となる団体契約ですので、団体割引を適用した割安な保険料でご加入いただけます。
- 3 1回の就業障害に対して、補償期間を限度に保険金をお支払いします。
- 4 お支払いする保険金により、ローンの返済をサポートします。
※保険金額（保険金月額）は、入院期間1か月あたり、年間返済予定額（ボーナス返済分を含みます。）÷12の額となります。
- 5 保険金をお支払いする対象期間中に保険料の払込日が到来した場合は、保険料の払込が免除されます。
- 6 天災補償特約付きですので、地震・噴火・津波などの天災事故の場合のケガによる就業障害も補償します。

「しんきんグッドサポート」のイメージ

30日を超える病気やケガによる入院等の場合に、補償期間を限度として保険金をお支払いします。

※入院されていない場合についても、病気・ケガの性質、現在の症状等から就業障害と判断される期間については、保険金をお支払いします。



日の安心のために…。 ートいたします。

しんきんグッドサポート

保険金のお支払い例

■ご契約の条件

ローン契約内容

- ・ローン返済期間30年
- ・毎月返済額 60,000円×12か月 = 720,000円
- ・ボーナス返済額 240,000円×年2回 = 480,000円
(ボーナス返済月は6月と12月)
- ・年間返済予定額 = 1,200,000円

保険金額 (保険金月額)

・保険金額=年間返済予定額÷12
= 1,200,000円÷12=100,000円



骨折により2022年4月16日～7月30日の
3か半月入院

- ① 2022年4月16日～5月15日 (30日)
免責期間のため0円
- ② 2022年5月16日～7月30日 (2か月と15日)
保険金月額×2.5か月分=100,000円×2.5か月分

保険金合計額 **250,000 円**

くも膜下出血により2027年9月1日～2028年8月31日の
1年間入院
2028年9月1日～2029年8月31日の1年間医師の
指示により自宅療養

- ① 2027年9月1日～9月30日 (30日)
免責期間のため0円
- ② 2027年10月1日～2029年8月31日 (1年11か月)
保険金月額×23か月分=100,000円×23か月分

保険金合計額 **2,300,000 円**

※就業障害の前後で年間返済予定額が変わらない場合のお支払い例です。

「しんきんグッドサポート」の補償内容

●保険対象期間:

融資実行日または加入承諾日のいずれか遅い日からローン完済月の
初日まで(ただし、脱退・失効事由に該当した場合は、当該脱退・失効
事由の保険責任の終了日まで)

※脱退・失効事由は「契約概要のご説明」の「3. 脱退・失効となる場合
(脱退事由・失効事由)」を参照してください。

●補償期間:1回の事故につき、本パンフレット表紙右上の「補償期間」を限度

●免責期間:30日

●保険金額:保険金額=「年間返済予定額(ボーナス返済分を含み (保険金月額) ます。)÷12」の額

※お支払いする保険金の月額について、重要事項説明書に詳細を記
載しています。

「しんきんグッドサポート」の保険料のお支払い

●加入時:加入時においては、加入時から最初に到来する10月1日 までの期間に対応する保険料を、窓口振込によりお支払 いいただきます。

●2回目以降:2回目以降の保険料(1年間分の保険料)は、毎年12月 26日に、ローン返済口座よりお引き落としさせていただきます。

※ローン返済額を変更された場合は、保険料も自動的に変更させてい
ただきますのであらかじめご了承ください。

※保険料率につきましては毎年見直しを行いますので、ローン返済額
に変更がない場合であってもお支払いいただく保険料が変更され
るときがあります。あらかじめご了承ください。

「しんきんグッドサポート」のご加入について

お申し込みの方

- ① 満18歳以上、満70歳以下の方
- ② 残存返済期間が1年以上の方
- ③ 健康状態の良好な方
- ④ 一定の職業に従事する給与所得者、事業所得者等の方
- ⑤ 保険会社により加入を承諾された方

●ご加入の審査について:

●告知事項1～4において、いずれも“なし”と記入された方
→書類に不備がなければそのままご加入いただけます。

●告知事項1～4において、いずれか“あり”と記入された方
→加入可否について後ほどご連絡いたします。

(内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。)

※告知に際し、事実を記入されなかったり、事実と相違する内容を記入
されますと、ご契約を解除させていただくことがあります。その場合、
すでに発生している就業障害について保険金をお支払いできない
ことがありますのでご注意ください。

※共栄火災または代理店は告知受領権を有しています。

重要事項説明書(団体契約用)

- この書面では、債務返済支援保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 → 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点については、取扱代理店、共栄火災、またはコールセンターまでお問い合わせください。

1. ご加入前におけるご確認事項

(1) 債務返済支援保険の仕組み

債務返済支援保険は、保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)が病気やケガにより働けなくなった場合に保険金をお支払いする保険です。なお、被保険者は、保険期間の初日において満18歳以上満70歳以下(継続加入(加入2年度目以降)の場合は、保険期間の初日において満18歳以上満79歳以下)の就労所得のある方に限ります。

(※)一般社団法人全国信用金庫協会を保険契約者、信用金庫の住宅ローンをご利用になる方を被保険者、引受保険会社を共栄火災海上保険株式会社(幹事)および損害保険ジャパン株式会社(非幹事)とし、債務返済支援特約付帯団体長期障害所得補償保険(普通保険約款、債務返済支援特約、天災補償特約および協定書等)により運営されます。

(2) 商品の仕組み **契約概要**

この保険は、保険期間中に被保険者が病気やケガ(以下「身体障害」といいます。)により就業不能となり、その状態が加入者証記載の免責期間を超えて継続したときに保険金をお支払いします。

(3) 補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

①保険金をお支払いする場合

被保険者の方が、保険対象期間中に、病気やケガにより「その方の経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態(具体的には、入院している状態、医師の指示に従い自宅療養している状態等をいいます。以下「就業障害」といいます。)」となり、その状態が免責期間(30日)を超えて継続した場合に、31日目以降の就業障害の期間1か月^(※1)につき、加入者証記載の補償期間を限度として、保険金月額^(※2)をお支払いします。

なお、免責期間を超える就業障害が終了した後、180日以内に同一の原因による就業障害が再発した場合は、これらを同一の就業障害とみなします。

(※1) 1か月に満たない端日数のあるときは、日割(1か月を30日として計算)でお支払いします。

(※2) 実際にお支払いする保険金月額は、次のとおりです。

【お支払いする保険金の月額】

実際にお支払いする保険金の月額は、加入者証の「保険金月額」欄に記載された額とは異なりますのでご注意ください。

(1) 保険金支払開始初年度

免責期間の終了日の翌日から起算して、将来に向かって12か月間のローン年間返済予定額(信用金庫のローン返済分のみを対象とし、ボーナス返済分を含みます。)の12分の1となります。ただし、債務の返済の終了により、残余の返済回数が12回に満たない場合は、残余の返済回数で除した額となります。なお、50万円または、就業障害開始前12か月の平均月間所得額(就労所得の平均月間額)が限度となります。

(2) 保険金支払開始後の2年度目以降

免責期間の終了日の応当日の翌日から起算して、将来に向かって12か月間のローン年間返済予定額(信用金庫のローン返済分のみを対象とし、ボーナス返済分を含みます。)の12分の1となります。ただし、債務の返済の終了により、残余の返済回数が12回に満たない場合は、残余の返済回数で除した額となります。なお、50万円または、就業障害開始前12か月の平均月間所得額(就労所得の平均月間額)が限度となります。

(注1) 保険金支払の対象となっていない身体障害の影響により、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する就業障害である期間に対し、保険金をお支払いします。

(注2) あらかじめローン返済額の変更が予定されている場合を除き、保険金をお支払いする対象期間(免責期間(30日)を含みます。)中にローン返済額を変更されても、お受け取りになる保険金の額は変更されません。

(注3) この保険は、上記【お支払いする保険金の月額】に記載した金額を保険金として被保険者の方へお支払いするものであり、被保険者の方の債務の返済を免除または代位するものではありません。

②保険金をお支払いできない主な場合

主な場合のみを記載しています。

(ア) 次の事由による就業障害に対しては保険金をお支払いしません。

- 故意または重過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 麻薬等の使用
- 核燃料物質の放射性等
- 知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害^(※)

(※) 精神障害にはうつ病^(*)、統合失調症、自閉症、認知症などのような病気が含まれています。

(*) 小脳動脈の閉塞等を原因としたうつ病は保険金支払の対象です。

○妊娠、出産、早産または流産 ○発熱等の他覚的症状のない感染

○むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見^(※)のないもの
(※)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

○自動車または原動機付自転車の無資格運転または酒気帯び運転

○戦争、暴動等(テロ行為によって生じた身体障害・事故に関しては特約により保険金支払の対象にしています。) …など

(イ)保険責任の開始日より前に生じていた病気やケガを原因とする就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、継続契約の場合、就業障害になった日が最初の保険契約の保険期間の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以降である場合は、保険金をお支払いします。

(4) 補償重複に関するご注意 注意喚起情報

①補償内容が同様のご契約(この保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる就業障害・就業不能について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。

＜補償が重複する可能性のある主な補償＞

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
債務返済支援保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

②他の保険契約等がある場合において、保険金を支払うべき就業障害の期間が重複し、その重複する就業障害である期間1か月に相当するそれぞれの支払責任額の合計額が平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるとときは、次のア・イに掲げる額のいずれかを就業障害である期間1か月に相当する支払保険金の額とします。

ア. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の就業障害である期間1か月に相当する支払責任額

イ. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月に相当する支払責任額を限度とします。

この保険契約における就業障害である期間1か月に相当する支払保険金の額	=	平均月間所得額	×	所得喪失率	-	他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月に相当する保険金または共済金の合計額
------------------------------------	---	---------	---	-------	---	--

(5) 保険金額の設定 契約概要

保険金月額(ご契約金額)の設定につきましては、次のとおりとなります。詳しくは代理店、共栄火災、またはコールセンターまでお問い合わせください。また、実際にご加入いただくお客さまのご契約金額につきましては、加入依頼書兼告知書にてご確認ください。

(注)お支払いする保険金は、1か月につき就業障害開始前12か月の平均月間所得額(就労所得の平均月間額)または50万円のいずれか低い額が限度となります。保険金月額(ご契約金額)が平均月間所得額または50万円を上回った場合、その上回る部分については保険金はお支払いできません。

(6) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

融資実行日または加入承諾日のいずれか遅い日(ご加入日)から、ローン完済月の1日まで(ただし、脱退事由・失効事由に該当した場合は、当該脱退事由・失効事由の保険責任の終了日まで)

(注)債務返済支援保険は、毎年10月1日から翌年10月1日までの1年間を保険期間とする団体契約です。加入初年度については、ご加入日から翌10月1日午後4時までの補償(ご加入日が10月1日以外の場合は、中途加入となります。)となり、加入2年度目以降については、毎年10月1日午後4時から翌年10月1日午後4時までの補償となります。なお、上記期間までを限度に、加入は自動的に継続されます。

(7) 脱退・失効となる場合(脱退事由・失効事由) 契約概要 注意喚起情報

この保険から脱退・失効となる場合および保険責任の終了日は次のとおりです。

脱退となる場合	保険責任の終了日	保険金のお支払いを開始している場合の補償期間の終了日
債務を約定完済したとき	完済日の属する月の1日	完済日まで
債務を繰上完済したとき	完済日	完済日まで
ローン契約が取消・解除されたとき	取消・解除日	取消・解除日まで
被保険者の方が満80歳へ到達したとき	満80歳到達日の属する月の1日	満80歳到達日まで
被保険者の方の希望により脱退したとき	脱退日	補償期間の終了日まで
保険料の払込がなかったとき	当該保険料の口座振替日の属する年の10月1日	—
失効となる場合	保険責任の終了日	保険金のお支払いを開始している場合の補償期間の終了日
保険金支払の原因以外の原因により、所得を得る業務に従事しなくなったとき	所得を得る業務に従事しなくなった日	所得を得る業務に従事しなくなった日まで

(8) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料はご契約金額によって決定されます。具体的な金額につきましては代理店または共栄火災までお問い合わせください。また、実際にご加入いただくお客さまの保険料は加入依頼書兼告知書に記入されたものとなりますので必ずご確認ください。

(9) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、「年払」となります（加入初年度については、翌10月1日までの月割で計算した額をお支払いいただきます。）。

(10) 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

債務返済支援保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. ご加入時におけるご確認事項

(1) 告知義務（加入依頼書兼告知書の記載上の注意事項） 注意喚起情報

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入依頼書兼告知書において★印がついている項目のことです。ご加入者には、告知義務があり、この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

- 告知事項
 - ご加入者の生年月日・満年齢および性別
 - 「健康状態告知書」の質問事項
 - 同種の危険を補償する他の保険契約等^(※)に関する情報
 - ※他の保険契約等とは、団体長期障害所得補償保険・所得補償保険・所得補償特約など所得を補償する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。
- 健康状態告知について
 - ①新たにご加入いただく方は「健康状態告知書」にご回答いただきます。「健康状態告知書」には現在の健康状態、過去の傷病歴など、おたずねする事項について正しくご記入ください。
 - ②「健康状態告知書」の回答としてご記入いただく内容は、公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。代理店や共栄火災社員に口頭でお話されても告知したことにはなりません。必ず「告知事項」の回答欄にご記入いただきますようお願いいたします。
 - ③「健康状態告知書」の回答内容によってはご加入をお断りさせていただくことがあります。

(2) クーリングオフ 注意喚起情報

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とする保険はクーリングオフの対象とはなりません。債務返済支援保険は一般社団法人全国信用金庫協会が保険契約者となる団体契約ですのでクーリングオフ対象外となります。ご加入内容を十分にご確認ください。

(3) 加入2年度目以降の保険料と払込免除の取扱い

① 加入2年度目以降の保険料

○加入2年度目以降の保険料は、毎年12月26日^(※)に、ご指定の口座よりお引き落としさせていただきます。万一、保険料をお引き落としできなかった場合は、翌年1月26日^(※)にお引き落としさせていただきますこととなります。1月26日^(※)にお引き落としできなかった場合は、本保険から脱退となり、前年10月1日以降に生じた就業障害につきまして保険金をお支払いできませんのでご注意ください。なお、保険料のお引き落としと保険責任との関係の概略は次のとおりとなります。

	振替日(12月26日 ^(※)) における振替結果	再振替日(1月26日 ^(※)) における振替結果	保 険 責 任
事 例 1	○	—	通常どおり保険金をお支払いします。
事 例 2	×	→ ○	通常どおり保険金をお支払いします。
事 例 3	×	→ ×	前年10月1日以降に生じた保険事故 について、保険金をお支払いしません。

- (※) 休日の場合は翌営業日となります。
- ローン返済額を変更された場合は、次回の12月26日(休日の場合は翌営業日)より、毎年お引き落としさせていただきます。なお、ローン返済額の変更に伴う保険料の返還または請求はいたしませんので、あらかじめご了承ください。また、保険料率につきましては毎年10月1日を基準日として見直しを行いますので、ローン返済額に変更がない場合であってもお支払いいただく保険料が変更されることがあります。併せてご了承ください。

② 保険料の払込免除の取扱い

12月26日(休日の場合は翌営業日)の振替日が保険金の支払対象期間中である場合、当該年度の保険料につきまして払込が免除されます。(保険料を引き落としした場合は返還いたします。)

(4) 「現在ご加入の保険の脱退を前提とした新たな保険加入」をご検討の場合のご注意 注意喚起情報

現在ご加入の保険を脱退し、新たにお申込みになる場合につきましても、通常の新規のご加入時と同様に告知義務があります。傷病歴等がある場合は、新たにご加入ができないこともあります。新たにご加入した保険の補償期間の開始時より前に原因が生じていた身体障害については、新たな保険では保険金をお支払いできません。また、現在ご加入の保険の脱退日以降は、脱退日以前に原因が生じていた身体障害であっても、現在ご加入の保険では保険金をお支払いできません。

3. ご加入後におけるご確認事項

(1) ご注意いただく事項

ご加入後、次の変更が生じる場合は、加入の申し込みをされた代理店または共栄火災にご連絡ください。

- お仕事を辞められる場合
- 平均月間所得額(勤労所得の平均月間額)が減少する場合
- 債務の更改があった場合(*)

(※)債務の更改があった場合は、再度ご加入の手続きが必要となります(更改前にご加入いただいていた債務返済支援保険からの継続的な補償はできません。)。また、再加入のお手続きの際は、加入依頼書兼告知書の「告知事項」欄に改めてご回答いただき、記入された内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

(2) 解約と解約返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**

この保険からの脱退(解約)を希望される場合は、代理店または共栄火災までご連絡ください。

■ご注意いただく事項

- 団体契約からの脱退に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返れい金として返還します。
- 始期日から脱退日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

(3) 被保険者からの解約 **注意喚起情報**

被保険者をご加入者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険の解約を求めることができます。被保険者から解約の請求があった場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

(2) 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります)。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページをご覧ください。<https://www.kyoeikasai.co.jp/>

(3) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的として就業不能等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

(4) ご加入の継続について

保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、継続してご加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

(5) 保険金をお支払いすべき事由が発生した場合

保険金をお支払いする就業障害が発生した場合は、すみやかに代理店または共栄火災までご連絡ください。

- ①保険金をお支払いする就業障害が発生した場合には、保険金の請求書、就業障害および所得を証明する書類をご提出いただきます。また、必要に応じて、詳しい就業障害の原因・発生状況、身体障害の程度、就業障害とケガとの関係、治療の経過・内容、保険契約の有効性等の確認のために必要な書類をご提出いただくことがあります。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内します。

- ②保険金請求権については、時効(3年)がありますのでご注意ください。

(6) 共同保険のご説明

債務返済支援保険は、共栄火災海上保険株式会社を幹事保険会社(引受割合50%)、損害保険ジャパン株式会社を非幹事保険会社(引受割合50%)とする共同保険契約です。複数の保険会社による共同保険契約につきましては、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行して、保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払い、その他の業務や事務を行います。

ご加入内容の確認事項 ～お申込みいただく前にご確認いただきたい事項～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書兼告知書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

ご確認いただきたい事項

- この保険はお客さまのご意向を推定(把握)のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
 - ☐ 補償の内容(保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など)・特約の内容
 - ☐ 補償期間 ☐ 免責期間
 - ☐ 保険金額 ☐ 保険期間
 - ☐ 保険料・払込方法 ☐ 被保険者の範囲
- 保険金額が「年間返済予定額(ボーナス返済分を含みます。)÷12」となっているかご確認ください。
- 健康状態の告知内容に誤りがないかご確認ください。
- 加入依頼書兼告知書に記載された被保険者の「氏名」「満年齢」「性別」「業種」「職種」等に誤りがないかご確認ください。
- 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。
- 最終的にご選択いただいたご加入内容がお客さまの当初のご意向に沿った内容になっているか、よくご確認ください。

お申込みいただいた後には…

ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください。

代理請求制度について

この保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただけますようお願いいたします。

詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ(<https://www.kyoeikasai.co.jp/>)をご覧ください。

もしも就業障害になったら

共栄火災事故受付専用
コールセンター

0120-494-599
(通話料無料)

24時間365日対応

保険商品に関する お問い合わせは

契約内容・商品説明などは、
下記にご連絡ください。

0120-284-506
(通話料無料)

平日 午前9時～午後6時

保険に関するご相談・苦情は

ご相談・苦情は、「共栄火災カスタマーセンター」までご連絡ください。

0120-719-112(通話料無料) 平日 午前9:00～午後6:00

■指定紛争解決機関 注意喚起情報

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808(ナビダイヤル通話料有料)

受付時間: 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

●ご注意

- 「しんきんグッドサポート」は、債務返済支援特約付帯団体長期障害所得補償保険の愛称です。
- 当金庫で取扱う債務返済支援特約付帯団体長期障害所得補償保険は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- この保険契約のお申込みの有無が、当金庫とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- このパンフレットは概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、代理店または共栄火災までお問い合わせください。
- ご加入の際には「健康状態告知確認書」をご覧ください、「加入依頼書兼告知書」の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- お支払いいただいた保険料のうち、所定の額については、所得税法・地方税法上の「生命保険料控除(介護医療保険料控除)」の対象となります。(2021年7月現在)
- ご加入後に加入者証・生命保険料控除証明書を郵送いたします。ご加入後1か月を経過しても加入者証・生命保険料控除証明書が届かない場合には、お手数ですが、代理店または共栄火災へお問い合わせください。

引受保険会社

(幹事保険会社)

共栄火災海上保険株式会社

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

(非幹事保険会社)

損害保険ジャパン株式会社

取扱代理店